

めぐみの森 保育園のしおり (重要事項説明書)



住所 : 〒201-0012

東京都狛江市中和泉3-12-6

電話 : 03(3480)4448

FAX : 03(3480)5333

目次

1、社会福祉法人雲柱社 めぐみの森保育園の概要	1～
・ 設置主体、法人の沿革、保育園概要	
・ 園内見取り図、「めぐみの森保育園」名前に込められた意味	
2、全体的な計画	3～
・ 法人共通、めぐみの森で大切にしていること、クラスの構成等	
・ 一日の保育の流れ、主な行事	
3、保育の提供を行う日時等	7～
・ 保育時間、延長保育、時間外保育、料金の徴収、送迎カード等	
4、園生活でお願いしたいこと	10～
・ 送迎、玄関の開閉、園との連絡、土曜保育、慣れ保育	
・ トイレトレーニング	
5、保健関係について	13～
・ 健康、感染症(意見書と登園届)、怪我(事故)、緊急時の対応、薬	
・ 年間保健行事、その他、年間保健計画	
6、食事・食育について	28～
・ 食事について、食育計画	
7、ご意見・ご要望について	30～
・ 雲柱社の苦情対応システム、目安箱等	
8、災害時の対応について	31～
・ 避難場所、一斉メール他	
9、一時保育	33～
10、運営規定	34～
11、各クラス持ち物(0歳～5歳児クラス)について	37～
12、「めぐみのうた」	45

社会福祉法人雲柱社 めぐみの森保育園の概要

設置主体

社会福祉法人雲柱社 理事長 小磯 満

法人本部事務局 〒 156-0057 東京都世田谷区上北沢3-8-19

電話番号 03-3302-2884

法人認可年月日 1953(昭和 28 年)7 月29 日

法人の沿革

法人の創立者賀川豊彦は、若き日にスラムに身を投じて、貧しい人々の救済活動に取り組みました。やがてその活動は、人間の自立と共生を目指す社会事業・共同組合活動・その他多数の社会活動へと広がっていきました。

当法人はこのような創立者の思想と実践を受け継ぎ、保育園・児童館・子ども家庭支援センター・障がい児(者)の四つの部門で事業を展開しています。

めぐみの森保育園 概要

[所在地] 狛江市中和泉3-12-6 電話番号 03-3480-4448

[事業開始年月日] 2016年(平成28年)4月1日

[施設長氏名] 藤本 紘子

[保育事業の種類] 乳幼児の保育

[入園定員] 120名(うち2号認定こども72名、うち3号認定こども48名)

[入園受け入れ対象] 0歳(生後57日経過)～就学前乳幼児

[開園日] 月曜日～土曜日

[休園日] 日曜・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

[保育標準時間] 7時15分～18時15分

[保育短時間] 8時30分～16時30分

[特別事業] 延長保育(18時16分～20時15分、土曜日は最大19時15分まで)、一時保育

[地域活動] 中高生の職場体験、実習生、ボランティアの受け入れ、園庭開放等

[嘱託小児科医] 丸山 友紀(コドモのいっぽ)

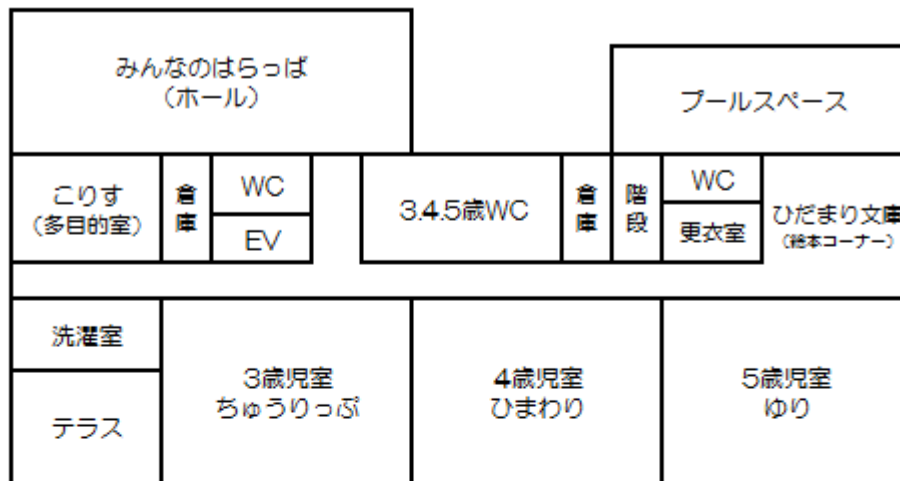
[嘱託歯科医] 大中 篤(大中歯科医院)

[敷地面積] 1456.49㎡

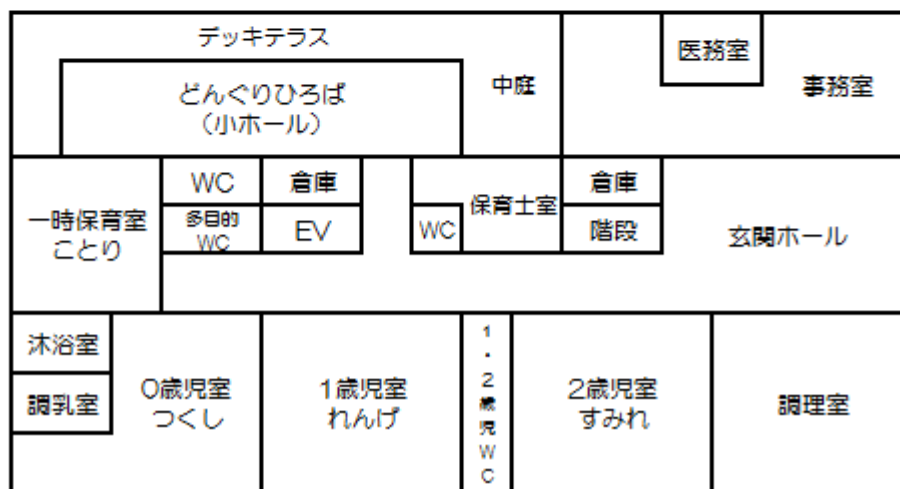
[建物] 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積1173.76㎡

園内見取り図

【2階】



【1階】



★めぐみの森保育園 名前に込められた意味

「めぐみ(恵み)」というのは、無条件の愛によって与えられる、神さまからのプレゼントという意味です。私たちは、当たり前のように与えられているものにも、感謝と喜びをもって生活していきたいと思います。

「森」は自然を表しています。しっかりと根をはり、太陽の光を浴びながら葉をひろげ、やがてつぼみを開いていく花のように、子どもたちひとりひとりが力を発揮できる保育園でありたいと願っています。

保育室やホールなども、お花や動物、鳥など自然にちなんだ名前になっています。

保育園の方針・保育内容(大切にしていること)	
願 い	<p>◇ 「しあわせ」と感じられるように 「うれしい」「たのしい」「ありがとう」という言葉がたくさん出てくるところに</p>
日 頃 の 保 育 内 容 に つ い て 大 切 に し て い る こ と	<p>◇ 「ひとりひとり違う」を大切にする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「コーナー保育」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども自ら選んで遊べる環境。多様な興味関心に応え、実体験・能動的な遊びに ・ 出来た喜び・小さな成功体験・達成感から、情緒の安定・自信・チャレンジ精神に 2. 「見守る時」と「支援する時」 3. 「言葉を手渡す」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「言葉を投げる」のではなく、「言葉を手渡す」ように <p>◇ 「自分で出来るように手伝う」「じりつ」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「ジブンデ」と「助けて」「教えて」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個」のじりつ（自立と自律）から「集団」に 2. わかりやすく、見通しを持てるように <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児の緩やかな「担当制」・・・子どもの拠り所・安心・安全基地に ・ 生活の流れや場所は、「いつも同じ」だと、安心や主体的行動に繋がる ・ 目印・見本・子どもサイズ・ゆっくりやって見せるなど 3. 日常を補う「設定保育」 <ul style="list-style-type: none"> ・ クッキング・造形・運動・リズムなど <p>◇ 「周りの人との関わりの中で」「調和」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 聖書のお話や日々のお祈り <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人の祈りを子どもたちは聞いている。感じている ・ 感謝・ごめんなさい・見えないものを信じて待つことを大事に ・ 「認め合い」「ありがとう」「ごめんなさい」に繋がるように 2. さまざまな行事。協力と役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年長の夕べ・遠足（春・秋）・クリスマス会・卒園式など ・ 行事を通して、何を体験させたいのか「ねらい」を確認しながら準備する ・ 行事は、日々繰り返される日常の積み重ねがあってこそ生きると考えているので、行事中心の保育にならないように気をつける 3. 和泉児童館・老人ホームなど 他の人との関わりの中で

クラスの構成及び職員構成

年齢 クラス名	0歳児 つくし	1歳児 れんげ	2歳児 すみれ	3歳児 ちゅうりっぷ	4歳児 ひまわり	5歳児 ゆり	一時保育 ことり
児童定数	9名	15名	24名	24名	24名	24名	4名
担任数	3名	3名	4名	2名	2名	2名	1名

※担任数は子どもの様子により変わることもあります。

園長	主任 保育士	副主任 保育士	保育士	看護師	栄養士	一時保育	園医 (非常勤 園歯科医含む)
1名	1名	1名	16名	1名	3名	1名	2名

※フリー保育士・保育補助・調理補助等は、子どもの様子・保育時間等により変わります。

一日の保育の流れ

(下記の表は、おおよその目安としてお考えください)

時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:15	順次登園、視診、あそび、等		
8:30	室内あそび 睡眠 水分補給 園庭あそび	室内あそび 水分補給 園庭あそび、散歩など	室内あそび 水分補給
10:00	離乳食		園庭あそび、散歩、 設定活動、行事など
11:00	順次午睡	着替え	着替え
12:00	めざめ、あそび	食事 午睡	食事 午睡
14:00	離乳食		
15:00	あそび	めざめ おやつ	めざめ おやつ
16:00	あそび ・ 順次降園 延長保育 ※ 土曜は～19:15 ※ 満1才の翌月1日から利用可		
18:15	延長保育		
20:15	※ 土曜は～19:15 ※ 満1才の翌月1日から利用可		



年間の主な行事(日程詳細は後日配布いたします)

- 遠足(春・秋)、施設等訪問、年長タベ、祖父母の集い、運動会、クリスマス会、卒園式、お店屋さんごっこ、その他
- クラス懇談会、保育参観、引き渡し訓練など

保育の提供を行う日時等

保育時間

- ・保育時間は、保護者の「勤務時間」＋「通勤時間」をもとに決めます。
- ・特別な支援を必要とするお子さんの保育は、お子さんの状況によって保育時間を相談させていただくことがありますのでご了承ください。

延長保育について

めぐみの森保育園では、保護者の就労形態の多様化に対応するため、18時16分～20時15分の延長保育を実施しています。（土曜日は、19時15分までになります）

○対象 1、めぐみの森保育園在園児

- 2、就労時間＋通勤時間の関係で、お迎えが18時15分までに間に合わない場合
※ ご両親が共にお仕事で延長保育が必要な場合
- 3、満1歳の翌月1日から利用できる

○登録手続きについて

- 1、「勤務証明書」、「延長保育申請書」を保育園に提出してください。
※登録は毎年申請が必要です。
新年度には新しい「勤務証明書」「延長保育申請書」を提出してください。
- 2、年度途中からの申請もお受けしますが、体制の確認が必要となる為、申し出は少なくとも利用したい月の1カ月前までをお願いします。
- 3、緊急の事情等で延長保育が必要となった場合もお預かりしますが、
1カ月6回以上ある(または見込まれる)場合は、「登録手続き」をお願いします。
- 4、延長保育利用が必要なくなった場合は、解除月の一か月前までに「辞退届」を提出してください。
- 5、一度「辞退届」を提出後、その年度内に限り「再開届」の提出で再開できます。

○延長保育料について

◇ 利用回数に関係なく登録料を徴収します。

- 1、一時間延長「月」 月登録料3,000円
補食(夕食に差し障りがないよう、おせんべいやクッキーなど)が出ます。
- 2、二時間延長「星」 月登録料6,000円
補食か軽食が選べます。
軽食(おにぎり、おせんべい、クッキーなど)は、1食100円いただきます。
軽食のキャンセル・補食への変更の場合は、16:00までにお知らせください。

○緊急利用について

- ◇ 利用回数に応じて料金を徴収します。
- ◇ 1回 1時間延長 500円 / 2時間延長 1,000円
- ◇ 閉園時間（平日 20:15、土曜 19:15）を過ぎた場合は、遅延時間により 1,000～2,500円かかります。（これは閉園時間を過ぎてもお金を払えば、お子さんを預かることができるということではありませんので、閉園時間内のお迎えをお願いします）

① 延長保育の必要な日が、事前にわかった場合

- ・職員に必要な日、時間をお伝えください。

当日朝、連絡一覧表の「保護者からの連絡事項」の欄にその旨を記入し、口頭でお伝えください。

② 当日、緊急の延長利用の場合

- ・登園時や電話で、職員にその旨お伝えください。

* 「軽食」は準備の都合もあるので、16時間での連絡をお願いします。

* 緊急利用の場合は「補食」「軽食」の用意ができない場合がありますので、あらかじめご了解ください。

* お迎えの時間がバーコード上18:16を過ぎた場合は、延長料金を徴収させていただきます。

○その他

※ 勤務先等の状況により延長保育時間等の変更をする必要があるときは、変更があった保護者の「勤務証明書」と「申請書」を再度提出してください。

※ 延長保育をご利用の方は、職員体制も少なくなりますので、ご面倒でも毎回インターフォンを押して名前を伝えてからお入りください。

※ 拍江市の規定に基づき、延長保育料が免除される場合があります。詳しくは拍江市役所保育係にお問合せください。

■ 時間外保育について ■

保護者の就労状況から、「保育標準時間認定」の家庭と、「保育短時間認定」の家庭があります。（子ども・子育て支援支給認定証でご確認ください。）

○ 「保育標準時間認定」・・・7時15分～18時15分（要保育が最長11時間）

○ 「保育短時間認定」・・・8時30分～16時30分（要保育が最長8時間）

※ 短時間認定の家庭の場合は、対象時間外 7時15分～8時29分、16時31分～20時15分までの保育を利用した場合は「時間外保育」となり、利用料として、別途 150円/15分 かかります。

（登降園の際のバーコードの時間で利用料を徴収させていただきます。）

※ 下のお子様の育児休業取得中の方は短時間認定になります。

児童青少年課保育係へ支給認定変更申請書を提出してください。産休は対象ではありません。

※ 産前・産休・産後期間中は8時30分～17時00分までの保育のご協力をお願いします。

3歳児クラス以上の給食費について

3歳児クラス以上の園児の給食費を保育園にて直接徴収します。

○給食費費用 月額 4,800 円

※今後給食費は、国が定める基準額（公定価格）をもとに設定します。

○給食費引き落とし単位（下記いづれかを選択ください）

引落とし単位	引落とし金額	初回引落日	次回の引落日
1ヶ月毎	4,800 円	6 月5 日	毎月5 日
半年毎	28,800 円	6 月5 日	12 月5 日
1年毎	57,600 円	6 月5 日	無し

○その他

※ 1 カ月毎を選択した5 歳児クラスは、2 月・3 月分は卒園後の引き落としとなるため、1 月分の引き落としに合わせて、3 月5 日に3 カ月分引き落とします。

※ 給食費の請求書は配布されませんので、ご入金をお忘れないようにご注意ください。

※ 狛江市の規定に基づき、給食費が免除される場合があります。詳しくは狛江市役所保育係にお問合せください。

紙おむつについて

紙おむつの定額利用を取り入れています。保育園指定の、有限会社いとう教材『おむつん』を直接契約いただき、月額¥2,500 をお支払いされると、紙おむつ、おしりふきが保育園にいる時間は、使い放題となるプランです。

※月額料金は、年度によって変動することがあります。

※2025 年度は、0、1 歳児クラスのみが対象です。

利用料金の徴収について

保育園では原則として現金の取り扱いをせず、自動引落としシステム「トータルネット」にて徴収します。

入園の際、トータルネットの登録をお願いしております。

料金徴収の対象となるものは、「延長保育料」「（幼児クラス）給食代」「時間外保育」「（幼児クラス）保育参観時の昼食代」等です。

○引落としについて

- 1、引落日 毎月5 日（5 日が土・日・祝日の場合は翌営業日に引落とされます）
- 2、引落としの際、通帳には下記のいずれかの通り表示されます。

『FFL』ウチウチ、一部の金融機関では『ジギソウカク』、または『フリカ』。

※利用料は、実際利用した月から2 カ月遅れで引き落とされます。

事前に利用料金額を表示した請求書をお渡ししますので、引き落としが出来るように、表示額以上の金額を入金しておいてください。

○その他

- ※ 利用料の徴収が滞る場合は、延長保育等の利用ができなくなりますのでご注意ください。
- ※ トータルネットの登録は退園・卒園後はこちらで削除させていただきます。

■ 送迎カード、バーコードについて ■

- 入園時に配布した送迎カード、バーコードは登降園時必ず持参し、防犯のため必ず首からさげてください。忘れた場合は、事務室にお立ち寄りください。
- バーコードは、登降園時いずれも玄関に入ってすぐに行ってください。

園生活でお願いしたいこと

送迎について

- (1) 朝は9時までに登園してください。また、遅刻や欠席の場合は8:30~9:00までに必ずご連絡ください。
- (2) 決められたお迎え時間は必ずお守りください。遅れる場合はその旨を保育園に連絡してください。
- (3) お子さんの送り迎えは、原則として保護者の方をお願いします。やむを得ず他の方に頼まれる場合は必ず職員にご相談ください。送迎カードがない場合は、事務室にお立ち寄りください。また、保護者の方以外のお迎えの際は、玄関の暗証番号は伝えず、インターフォンを押すようにしてください。
- (4) 送り迎えの際は、必ず保育室まで行き、職員に声を掛けてください。また、持ち物や衣類の点検をお願いします。
- (5) 送り迎えの際は貴重品を置いたままにせず、ご自身でお持ちください。
- (6) 送り迎えに際しては、保育中ですので静かにお話をしていただき、速やかにお引き取りください。
また、近隣の方にご迷惑がかかりますので、門の前でのお話等はお控えになり、お子さんから目を離さないようにお願いします。廊下や車道、階段で走ったり、跳んだりしている姿が見られますが、大変危険です。園児の安全管理と事故防止にご協力ください。
- (7) お迎えの変更がある場合は、必ずその日のお迎え予定者から、保育園へご連絡をお願いします。
連絡一覧表にお迎えの人・時間が未記入の場合は、確認後に引渡しとなります。
- (8) 家庭からのおもちゃ、お菓子、お小遣い等の持ち込みはアレルギーの子、小さい子の誤飲など大変危険ですので、持たせないようにお願いします。
- (9) 送迎以外で保育園に入る時は必ず事務室にお立ち寄りいただき、受付を済ませてからお入りください。
- (10) 習い事でお子さんを早く迎えに来る場合は、兄弟姉妹も一緒に連れて帰っていただくようお願いします。
- (11) 駐輪・駐車についてのお願い

保育園の朝夕の送り迎えの時間は大変混雑をきたし、近隣の方より、交通マナーについての苦情が多くあります。また、事故につながりやすいため次の点にご留意の上、ご理解ご協力をお願いします。

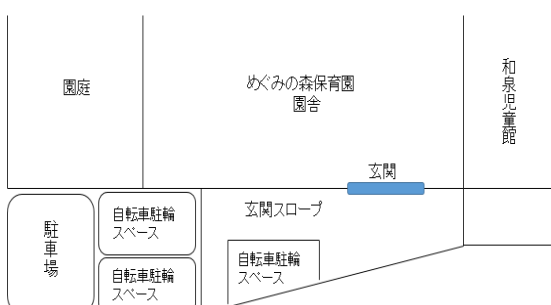
駐輪は

- ・自転車駐輪スペースに並べて置いてください。(下記図参照)園の周囲・住宅前は交通の妨げになりますので、停めないようにお願いします。
- ・自転車がバランスを崩して転倒し、子どもが怪我をする事故を防ぐために、お子さんには必ずヘルメットを着用し、お子さんを乗せたままでは自転車から離れないでください。

駐車は

- ・駐車場がありますが、こちらは食材等の搬入、また緊急時対応として使用します。

路上駐車は近隣の皆様に大変ご迷惑となりますので、車での登降園はご遠慮ください。



玄関の開閉について

- (1) 保育園の門扉、玄関の開閉は必ず保護者の方が行ってください。階段の戸の鍵も同様をお願いします。
(子どもには絶対にさせないでください。) 特に強風の場合、扉があおられる場合があります。
- (2) 安全のため玄関はオートロックになっております。番号を変えましたらその都度お知らせします。
また、延長保育・土曜保育をご利用の方は、職員体制も少なくなりますので、ご面倒でも毎回インターフォンを押して名前を伝えてからお入りください。

※一時保育のご利用の方は、必ずインターフォンを押し、利用の旨をお伝えいただき、職員確認後、お入りいただいております。

園との連絡について

- (1) 住所、勤務先等を変更した場合は、すぐにお知らせください。
- (2) 家庭と園との連携を密にしたいため、登園時には、必要事項を連絡一覧表に記入してください。(健康状態・送迎・与薬など) 個人的に連絡したいことは連絡帳にご記入ください。
- (3) 園からの連絡事項は、園便り等各種お便り、クラスの連絡一覧表、玄関・廊下等の掲示でお知らせします。読み落としのないように気をつけてください。なお、提出物は期限をお守りください。

土曜保育について

- (1) ご両親が共にお仕事で土曜保育が必要な方は、毎週木曜日の朝に連絡一覧表の保護者からの連絡事項欄にご記入いただき、加えて、口頭で職員にお伝えください。
(食材の発注準備のため、よろしく申し上げます。)
- (2) ご両親、あるいはどちらかがお休みの場合は、家庭保育をお願いします。
(不都合がございましたらご相談ください。)

その他

・土曜日の布団カバーの付け替えは、10時30分～18時00分までの時間で行うようにお願いします。

虐待防止のための措置

・虐待を疑われる場合には、速やかに通告する義務が法律により義務付けられています。「もしかしたら・・・」という場面を発見した場合には、法律の定めに従い、専門機関に通告させていただきます。

平日 8:30～17:15	狛江市子ども家庭課(児童相談係)	☎ 03-5761-7990
夜間、土日祝日、年末年始	児童相談所虐待対応ダイヤル	☎ 189 番
緊急、生命の危機	緊急、生命の危機	☎ 110 番

トイレトレーニングについて

2歳児クラスへの進級を目の前に、トイレトレーニングを考えているお母さんも多いようです。

トイレトレーニングは「尿意を感じて自分からトイレへ行っておしっこをすることを身につける」と同時に「おしっこを一定量貯められる膀胱にする」ことを目的にしています。

* トイレに行けばおしっこが出るからといって、頻繁にトイレに誘ってしまったりは膀胱にたくさんの尿を貯められなくなってしまいます。



トレーニングと言えば＝訓練と思いがちです。

しかし基本的には訓練やしつけではなく、子どもをサポートしてあげるだけなのです。

あくまでも主役は子どもで、子どもの発達にそって進めることが大切です。



いつからはじめる？

1歳半を過ぎて2歳頃になると、2～3時間おしっこをしない時があります。

この時がトイレトレーニングをはじめる時期です。

発達には個人差があるので何歳になったらはじめるべきか、ということではありません。

ステップとタイミング

例えば、お昼寝の後、オムツがぬれていない時にトイレに誘ってみます。

もうひとつ大事なことは、遊びに集中している時に誘わないことです。

できれば生活の節目に合わせて（起きた時、寝るとき、お風呂に入る前、出かける前など）誘うとうまくいきやすいです。

* この時期に失敗しても叱らないようにしましょう。

おしっこを出すことがいけないことのように子どもには伝わり、悪循環になってしまいます。



パンツに変えるのはいつ？

2～3時間間隔があき、トイレに誘うと成功する回数が増えてくる

…1日のうち半分くらいが成功するようになったらパンツに変えてもいいかもしれません。

パンツになるとなんとなくお兄ちゃん、お姉ちゃんになったようでうれしいものです。

また、トレーニングの面からも失敗した時に、おしっこが足を伝って流れ出る感覚を体験できて良いようです。

* ただし季節によっては、パンツになっておしりがスースーするためにおしっこの回数が増えることもあります。

本人もお母さんも負担になってしまう時にはもう少し紙パンツでもOKですよ。

* 必要に応じて、おねしょシート（防水シート）のご用意をお願いします。



保健関係について

健康について

- ① 毎朝、お子さんの健康状態をチェックして、登園時にお伝えください。お子さんの症状の悪化を防ぎ、感染症等の流行を防ぐことが出来ます。いつもと違う状態が少しでもありましたら、担任又は、看護師に知らせてください。

☆観察のポイント☆

顔色・表情は？

- ・顔色がいつもと違う
- ・顔がほてっている
- ・表情がほんやりしている
- ・視線が合わない
- ・目つきがおかしい
- ・無表情である

目は？

- ・目やに
- ・目が赤い
- ・まぶしがる
- ・涙目
- ・まぶたが腫れぼったい

鼻は？

- ・鼻水がでる
- ・鼻詰まりがある

口は？

- ・唇の色が悪い
- ・口の中が痛い
- ・舌がイチゴの様に赤い

耳は？

- ・痛がる
- ・耳をさわる
- ・耳たれがある
- ・耳の下腫れている

のどは？

- ・痛がる
- ・赤くなっている
- ・声がかかっている
- ・咳が出る

胸は？

- ・息が苦しそう
- ・ゼーゼーする

食欲は？

- ・普段より食欲がない

肌の状態は？

- ・いつもより発疹や湿疹がある
- ・傷や腫れ、赤み、あざがある
- ・水ぶくれ、出血、膿んでいる

機嫌は？

- ・いつもより元気がない
- ・うつむきがち
- ・目覚めが悪い

お尻は？

- ・張っていて触ると痛がる
- ・股のつけねが腫れている

体の動きは？

- ・いつもと比べて、活発さがない
- ・だるそう
- ・歩き方がおかしいなど

うんちは？

- ・回数、量、色の濃さ、においいつもと違う
- ・下痢 ※園での対応は別紙参照
- ・便秘

*その他・・・子どもの言葉は？

「気持ち悪い」「疲れた」「眠い」「寒い」「暑い」といった言葉が聞かれたら、体温を測り、様子を観察します。少したってから熱があがることもあるので、しばらく激しい動きを控えた方がいい場合もあります。

※このような場合、必要時は家庭保育・医療機関へ受診後に登園のご協力をお願いします。

② 朝、身体に発疹が出ている時、目の充血や目やにが多い時は、他のお子さんにうつってしまう感染症の場合もあります。そのまま登園するのではなく、登園前の受診をお願いします。

③ 発熱や、体調不良のため早退した翌日は、できるだけ保育園をお休みし、自宅で静養をとるようにしてください。大事をとることで、体調も早くに回復し、ぶり返すことが少なくなります。

(解熱とは…熱が下がってから24時間経過後も発熱しないことを言います。前日の午後に熱があった場合は、お子さん自身の健康のため、また他のお子さんへの感染予防のために、出来るだけご家庭での安静、療養をお願いします。)

回復後に登園する場合は、前日の夜と当日の朝に自宅で検温をし、家での様子を担任に伝えるか連絡帳に記入してください。又、必ず連絡がとれるようにしてください。

④ 保育園では、発熱など体調がいつもと違うとき(元気がなく、ぐったりしている・機嫌が悪い・食欲がない・下痢・おう吐・激しい咳・ひどい目の充血など)で、集団生活が難しいと判断した場合は、連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。

⑤ 下痢・おう吐の症状がある、または症状があった場合は医療機関(小児科が望ましい)を受診し、登園可能か医師へ相談するようお願いします。その際、登園許可証の提出もお願いします。また登園許可があった場合でも、症状がある場合はお迎えを依頼することがあります。

※兄弟で同じ症状の場合でも、医師の診察の元、診断をお願いします。

例：兄 → 下痢をして受診、翌日に弟も下痢をした。 ⇒ 弟も受診が必要です。

お手数ですが、ご協力をお願いします。

※登園の目安は、次のページを参照ください。〈参考資料〉保育園における感染症対策ガイドラインより

(2018年3月厚生労働省より)

※これらは目安であり、個々の状況に応じて個別に判断する場合があります。
お迎えの依頼をしたときに応じられる体制・備えをしておいてください。

例①：早迎えの際のお迎え体制

→ 仕事を早退できない…家族や友人など早迎えを依頼しておく

例②：他園病児保育の利用 (P24 参照)

→ 夜または朝から調子が悪そう…家庭保育が難しい場合は病時保育へ

①発熱時の対応

発熱時の体温は、あくまでもめやすであり、個々の平熱に応じて、個別に判断します。

保育園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>○ 24 時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。</p> <p>○ 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。</p> <p>※ 例えば、朝から37.8℃の熱があることに加えて、機嫌が悪く、食欲がないなど全身状態が不良な場合、登園を控えるのが望ましいと考えられる。</p> <p>一方、37.8℃の熱があるが、朝から食欲があり機嫌も良いなど全身状態が良好な場合、一律に登園を控える必要はないと考えられる。</p> <p>(例示した発熱時の体温はめやすであり、個々の子どもの平熱に応じて、個別に判断が必要)</p>	<p>○ 38℃以上の発熱があり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気がなく機嫌が悪いとき ・咳で眠れず目覚めるとき ・排尿回数がいつもより減っているとき ・食欲なく水分が摂れないとき <p>※熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。</p>

②下痢の時の対応

保育園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>○ 24 時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。</p> <p>○ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。</p>	<p>○ 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき</p> <p>○ 腹痛を伴う下痢があるとき</p> <p>○ 水様便が複数回みられるとき</p> <p>※当園では 2~3 回下痢がある場合はお迎え連絡をすることがあります。</p>

③嘔吐の時の対応

保育園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>○ 24 時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。</p> <p>○ 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。</p>	<p>○ 複数回の嘔吐があり、水を飲んでも吐くとき</p> <p>○ 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき</p> <p>○ 吐き気がとまらないとき</p> <p>○ 腹痛を伴う嘔吐があるとき</p> <p>○ 下痢を伴う嘔吐があるとき</p> <p>※当園では2~3回おう吐がある場合はお迎え連絡することがあります。</p>

④咳の時の対応

保育園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>○ 夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。</p>	<p>○ 咳があり眠れないとき ○ ゼイゼイ音、ヒューヒュー音があるとき ○ 少し動いただけでも咳が出るとき ○ 咳とともに嘔吐が数回あるとき</p>

⑤発しんの時の対応

保育園を控えるのが望ましい場合	保護者への連絡が望ましい場合
<p>○ 発熱とともに発しんのある場合。 ○ 感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。 ○ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。 ○ 発しんが顔面等にあり、患部を覆えない場合。 ○ 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。 ○ かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。</p>	<p>○ 発しんが時間とともに増えたとき 発しんの状況から、以下の感染症の可能性を念頭におき、対応すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麻疹 かぜのような症状を伴う発熱後、一旦熱がやや下がった後に再度発熱し、赤い発しんが全身に広がった。 ・ 手足口病 微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱が出た。 ※膝やおしりに発しんが出ることもある ・ 突発性発しん 38℃以上の熱が3～4日続き下がった後、全身に赤い発しんが出た。 ・ 風しん、溶連菌感染症 発熱と同時に発しんが出た。 ・ 伝染性紅斑 微熱と同時に両頬にりんごのような紅斑が出た。 ・ 水痘 水疱状の発しんが出た。 ※発熱やかゆみには個人差がある <p>※ 食物摂取後に発しんが出現し、その後、腹痛や嘔吐などの消化器症状や、息苦しさなどの呼吸器症状が出現してきた場合は、食物アレルギーによるアナフィラキシーの可能性があり、至急受診が必要となります。 (参照：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf 「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku04.pdf)</p>

感染症について

感染症の流行を最小限にするため、以下のことについてご理解・ご協力をお願いします。

- ① 感染症の疑いがあると思われる場合は連絡をいたしますので、早急にお迎えに来て頂き、必ず医療機関で受診をしてください。
- ② 医療機関で、感染症の診断があった場合は、医師へ再受診、登園の目安を確認して保育園に電話連絡してください。また、感染症の種類により、治って登園する際に、医師による「意見書」の提出が必要な疾患と、保護者記入による「登園届」が必要な疾患があります。（P18～23の該当するページをコピーしてご使用ください。）
- ③ おう吐、下痢、便、血液、尿の対応について
 - 保健所指導のもと、汗以外の体液で汚れた衣類は洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。ご自宅で適切な処理をしてください。（下記参照）
 - 他児の衣類にかかってしまった場合は、かけてしまった子の保護者に持ち帰っていただき、消毒後に洗濯し、ご返却ください。
 - 保育園で布オムツを使用している場合は、感染対策のため、約4週間は紙オムツを使用させていただきます。（状況によっては期間を延長することもあります。）

〔吐物や便で汚染された衣服の処理方法〕

1. 持ち帰った衣類をビニール袋のまま、バケツなどに入れる。
2. ビニール袋からだしてよく洗い、嘔吐や便を落とす。
3. 消毒する。（AかB どちらかの方法で）
 - A) ハイターの場合・・・0.1%の希釈
水1ℓに対し、ハイター20ccに10分以上つける。
 - B) 熱湯の場合・・・85℃以上 1分以上浸す。
4. 消毒後、他の物と分けて洗濯する。

④ 予防接種について

主治医と相談の上、体調の良い時にすすんで受けてください。

予防接種後は、自宅でゆっくり過ごして様子を見てください。予防接種を受けた場合、クラスに設置している予防接種連絡票へ記入 または、せいちょうのきろくの閲覧期間に直接記入してお知らせください。やむおえず、予防接種後に登園する場合は、医師が定めた観察時間を過ぎてからの登園と予防接種を受けた時間を受け入れ職員へお知らせください。

※感染症流行時期や園内で感染症が発生した場合は、事務室前のホワイトボードに「園内の発生状況」

「流行感染症の症状などの詳細」を掲示しますのでご確認いただき、受診時には医師へ「園内感染症状状況」をお伝えください。

意見書（医師記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____年 月 日 生

（病名）（該当疾患にレ点をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか） ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（みずぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱） ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111 等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____年 月 日から登園可能と判断します。

_____年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医のみなさまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者のみなさまへ

上記感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

狛江市子ども家庭部児童育成課

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から、痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出しなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

登園届（保護者記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

（病名）（該当疾患にレ点をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RS ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹 ^{ほう} しん
<input type="checkbox"/>	突発性発しん
<input type="checkbox"/>	※ヒトメタニューモウイルス
<input type="checkbox"/>	※アデノウイルス

※狛江市立保育園では、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルスと診断された場合にも
登園届の記入・提出をお願いしています。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のためやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水ほう・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 <small>ほう</small>	水ほうを形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス	症状のある間	医師に集団生活が可能と認められるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

インフルエンザ 登園届 (保護者記)

_____ 保育園 園長あて

園児名 _____ 年 月 日

_____ 年 月 日 医療機関名 _____ において、

インフルエンザ(A型・B型・不明)と診断されました。(該当する診断を○で囲んでください)

発症日(発熱等の症状) _____ 月 _____ 日 解熱日 _____ 月 _____ 日

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、集団生活に支障がない状態に回復しましたので

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

『登園のめやす』

発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ解熱後3日経過するまで。

①と②両方を満たした日より登園可能となります。

①解熱した後3日を経過

解熱した日※ 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
月 日()	3日間			月 日()

※解熱とは、解熱剤を使用せずに解熱していること。

解熱の現象がみられた日は、期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

②発症した後5日を経過

発症した日※ 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日()	5日間					月 日()

※発症とは、発熱の症状が現れた日

新型コロナウイルス感染症 登園届（保護者記入）

_____ 保育園 園長あて
園児名 _____ 年 月 日生

_____ 年 月 日 医療機関名 _____ において、
新型コロナウイルス感染症と診断されました。

発症日(発熱等の症状) _____ 月 _____ 日 症状が軽快した日 _____ 月 _____ 日

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、
_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

※保護者のみなさまへ

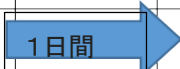
保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

『登園のめやす』

発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

①と②両方を満たした日より登園可能となります。

①症状が軽快した後1日を経過

症状が軽快した日※ 0日目	1日目	2日目
月 日()	1日間 	月 日()

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は、期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

②発症した後5日を経過

発症した日※ 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日()	5日間 					月 日()

※発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を1日目と数えます。

無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

緊急時の対応について

- ① 日頃からすぐに連絡が取れる状況にして頂くと共に、緊急時の病院受診の際は、できるだけ同行の協力をお願いします。
- ② 連絡先がいつもと違う場合は必ずお伝えください。保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ対処いたしますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医または主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。
- ④ アレルギーに関する緊急対応は、狛江市の保育施設は、慈恵医大のアレルギー専門医と連携し、緊急時は専用の携帯電話にて指示を仰ぐことになっています。

薬について 原則、お薬のお預かりはしていません。

※用紙記載事項や準備に不備がある場合は与薬対応せず、そのまま返却となるおそれがありますのでご協力をお願いします。

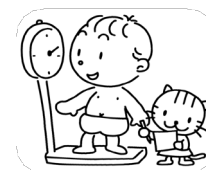
- ① 与薬は、本来保護者が行うものです。
そのため、病院で処方される際は、医師へお子さんが保育園に在園中であることを伝え、可能であれば1日2回(朝・夕)の処方にてできるか医師へご相談ください。
- ② 主治医の指示でやむを得ず保育園で内服が必要な場合、昼食時の1回分のみお預かりします。
※時間指定はお受けできません
「薬の依頼書」に必要事項を記入し、薬局でもらう「薬の説明書」と1回分の薬をチャック付きクリアパック(A6サイズ程度)に入れ、**全てにフルネームの記入、薬袋にはフルネームと全ての薬剤名を記入のうえ、職員に直接、手渡してください。**☆小さく記入が難しい場合は、付箋などに記入をしてご持参ください。
※ 7:15~8:30 マでは受け入れ職員にお渡しください。8:30以降は事務室までお持ちください。
☆見本を事務室に用意しています。確認したい方は事務室へ声をかけてください。
- ③ 外用薬(目薬、塗り薬等)で医師の処方が「赤い時、かゆい時」というような症状発生時に服用という処方の場合は、お預かりできません。
又、処方されてから3か月以上経過したものはお預かりできませんので、ご了承ください。
※ホクナリンテープについて
ホクナリンテープははがれやすいため、誤嚥防止のため上からはがれにくいテープで保護してください。
又、貼っている際は、登園時に必ず担任にお伝えください。
- ④ 絆創膏等の貼り換えが必要な場合、薬の依頼書、処置物品を揃えて職員へ手渡し依頼してください。

年間保健行事について

保健行事	実施時期	実施する人
0歳児健康診断	月1	園医
全園児健康診断	年2回	園医
歯科健診	年2回	狛江市歯科医師会 歯科医
身長・体重測定	月1回（年2回胸囲測定）	看護師
視力測定	年1回（4歳児クラス以上）	看護師
保健指導	適宜	看護師

- 健診や測定結果は、「せいちょうのきろく」にてお知らせします。結果をご覧になりましたら提出日までにサイン欄があるものはサインをして各クラス設置の返却BOXに提出してください。（「せいちょうのきろく」は、卒園時にお渡しします。）
- 健診等で受診をすすめられた場合は、早めに受診をし、結果をお知らせください。
- 全園児健診がある月は成長曲線を配布します。受診した際など、医療機関へ相談する等にご活用ください。

その他



- ① 成長期の子どもたちにとって、規則正しい生活が大切です。早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ② 長い爪は、細菌やウイルスによる感染症や思いがけない怪我の原因にもなります。日曜日には、必ず手足の爪を切る習慣をつけましょう。
- ③ 季節を問わず子どもたちの間で、「頭しらみ」が流行する時があります。的確な方法によりすぐに駆除できるものですが、早期発見の為にも入浴の際、頭髮のチェックの習慣をつけましょう。予防としては、大人が仕上げに洗う、泡をしっかり流す、乾かすことが大切です。又、ご兄弟が通っている他施設（保育園・学校・学童保育所など）で発生している場合は、情報をお知らせ頂くと、早い対応ができ園内流行を防ぐ事ができますので、ご協力ください。
- ④ 保育園では、睡眠時の安全対策として午睡時チェックを行っています。仰向け、横向きで眠るようにしています。
- ⑤ 狛江市には、病児保育室（狛江すこやか病児保育室 Tel.03-3489-2557）や、病後児預かり（ファミリーサポートセンター Tel.03-3480-1587）があります。お子さんの体調の悪いときには、ゆっくり安静に過ごすことができますので、利用をご検討ください。どちらも、登録が必要です。

年間保健計画

健康教育目標

- ・健康に関心を持ち、発達課程に応じ、基本的な清潔の習慣を身につける。
- ・健康と安全に関する知識と技術を身につける。

目指す子ども像

- ・手洗い、うがい、歯磨き、排泄の後始末、着替え等基本的な清潔習慣が身に付く子
- ・自分の身体に関心を持つ子
- ・ケガに注意し、十分体を動かして遊べる子
- ・自分の体の悪いところを大人に訴えることができる子
- ・早寝、早起きができる子

	目標	保健行事	保健指導(子ども)	保健指導(保護者)	留意点(職員)	保護者へのお願	保健だより
4月 5月	・園生活に慣れる。 (情緒安定に気をつける。) ・戸外で元気に遊ぶ。	・予防接種状況調査 (新入園児) ・クラス懇談会参加 ・健康診断 ・身体測定(毎月) ・頭髮チェック (毎月)しらみ対策	・規則正しい生活 (睡眠、食事、排泄) ・正しい道具の使い方 (ケガの防止) ・薄着の習慣 ・手洗いの習慣	・睡眠について ・しらみについて ・薄着について ・薬について ・朝の健康チェック ・SIDS(乳幼児突然死症候群)について	・新入園児の既往歴、健康状態、を把握。 ・在園児の健康状況、発達の把握 ・清潔な環境づくりと事故防止に配慮 ・爪・頭髮の清潔 ・病気の早期発見、早期治療 ・薬の預かり方、管理方法 ・ケガの対処方法、事故の対応 ・頭髮チェック(しらみ対策) ・救命救急対応(心肺停止、窒息) ・リスクマネジメント(ケガ、食物アレルギー、熱性けいれん) ・SIDS(乳幼児突然死症候群)について ・感染症対策(オムツ交換、手洗い、消毒)	・予防接種状況記入確認 ・規則正しい生活習慣 ・薄着の習慣、衣服の選択 ・帽子のゴム、大きさの調節 ・SIDS(乳幼児突然死症候群)について	・生活リズムをつけていく。(食事、休養) ・環境の変化による疲れからくる疾病予防の注意 ・子どものかかりやすい感染症 ・衣服、下着 ・安全教育(服装、履きもの、身体の清潔) ・交通事故防止 ・予防接種について(予防接種を受ける前後の注意) ・SIDS(乳幼児突然死症候群)について
6月	・歯を大切に。 ・梅雨期を衛生に気をつけ健康に過ごす。	・歯科健診 ・プール前健診	・梅雨時の衛生 (手洗い) ・プール遊びの約束	・歯磨きの仕上げみがきの必要性 ・梅雨時の衛生 (清潔、食中毒の予防等) ・プール前の健康管理 & 治療	・手洗いの仕方 ・皮膚の観察(とびひ、汗もなど) ・体温調整について	・歯みがき確認 ・虫歯の早期治療を勧める。 ・プール健康表の記入	・[6/4 虫歯予防デー] 歯の衛生 ・梅雨時の健康(食中毒の予防) ・プール開きまでに目、鼻、皮膚、その他疾患の治療
7月 8月	・夏を元気に過ごす。 ・暑さに負けない体を作る。		・プール遊びについての安全指導 ・プライベートゾーン ・夏の健康生活 (虫刺され、あせも、とびひ、帽子着用、熱中症、水分補給) ・安全指導 (水遊びの注意、約束等)	・プール遊びの健康管理 ・夏の健康生活 ・栄養、休息、感染症の予防 ・皮膚の衛生	・プールの衛生管理、水温、気温、水深、時間を確認、および健康状態を観察 ・夏季熱や熱中症予防について(水分補給に配慮、散歩の注意点) ・冷房の使用での配慮 ・皮膚の観察(とびひ、汗もなど)	・プール健康表の記入	・[8/7 鼻の日] 鼻についての話 ・水遊びの効果と注意について(プール遊びの配慮) ・活動と休息(真夏を元気で乗り切るために) ・夏の疾病予防(夏季熱と疾患の判断)、水分の大切さ ・虫刺されに注意(あせもの予防法) ・安全指導(水遊びの注意、約束等) ・冷房の使用についての注意
9月	・体のリズムを整える ・病気がケガに気をつける。		・規則正しい生活 ・戸外運動 ・ケガに注意し十分体を動かして遊ぶ(正しい道具の使い方、ケガの防止) ・睡眠について	・生活リズム ・救急箱 救急時の対応 ・薄着の習慣 ・子どもの見える世界 (視力・視野)	・夏の疲れに注意し、体重減少、食欲不振、その他健康状態の把握 ・目と歯の健康に注意 ・皮膚の観察(とびひ、汗もなど) ・子どもの見える世界(視力・視野)	・シャワー用のタオル用意 ・靴の点検 ・帽子のゴム、大きさの調整	・[9/9 救急の日] ・夏の疲れをとる(生活リズムを取り戻そう。) ・睡眠と栄養(新鮮な野菜、果物を十分に取る。) ・ケガの応急手当 ・食中毒の予防
10月	・戸外遊びを積極的にする。	・視力測定(幼児) ・健康診断	・命について ・トイレ指導、うんちについて (手洗い、トイレの使い方) ・薄着の習慣	・靴の見直し 衛生 ・目の衛生(近視の予防、正しい姿勢、正しい照明、正しいテレビの見方、目に良いことは?)	・薄着、戸外遊びにより皮膚を丈夫にする ・目と歯の健康に注意 ・防寒着の確認(フード、ひも)	・爪、頭髮の点検 ・防寒着の用意 ・薄着の習慣、衣服の選択 ・帽子のゴム、大きさの調整 ・視力測定の結果で眼科受診を依頼	・[10/10 目の愛護デー] 目についての話 ・インフルエンザについて ・良い靴の選び方
11月	・寒さに負けない体を作る。	・歯科健診 ・手洗い集会 ・歯みがき指導	・うがい、手洗いの励行 ・埃エチケット ・水分補給 ・自分で衣服の調整をする。 ・栄養、睡眠を十分にとる	・風邪、中耳炎の予防 ・鼻のかみ方	・鼻のかみ方、咳の仕方 ・歯みがき指導(歯の磨き方の確認) ・視力測定(子どもの見え方の観察) ・下痢、おう吐時の対応確認 ・SIDS(乳幼児突然死症候群)について	・虫歯の早期治療を勧める。 ・薄着について	・風邪の予防 ・手洗いとうがいの効果 ・歯科健診について ・薄着について
12月	・風邪の予防に努める。(手洗い、うがいを促す。)		・うがい、手洗いの励行 ・室内での注意(靴下で歩かない、廊下は走らないなど。) ・冬の事故防止(厚着、ポケットに手など。) ・鼻のかみ方	・冬の衛生(風邪の予防・ひび・しもやけの予防) 皮膚の乾燥に対する保湿の必要性について ・暖房器具による事故防止(やけど) ・年末年始の過ごし方 ・下痢の対処方法、食事など	・冬期下痢症と感冒合併に注意 ・部屋の温度、換気、水分補給に配慮 ・下痢、おう吐時の対応確認 ・インフルエンザ予防接種 状況の把握	・下痢、おう吐時の汚れた衣類の消毒	・抵抗力を身につける ・急病時の対処法 (年末年始の休日診療等) ・冬の事故について(火傷に注意)
1月 2月	・生活リズムを整える ・寒さに負けず元気に遊ぶ。	・歯みがき指導(4.5歳) ・クラス懇談会参加	・冬の事故防止 (厚着、ポケットに手など。) ・規則正しい生活 ・正しい姿勢(座る、歩く、食事時、本を見るなど。) ・自分の身体を知る ・口腔衛生(食後のうがい等)(2歳)	・厚着防止 ・生活リズム(睡眠、食事) ・おしりの拭き方 ・体調管理	・集団風邪症状の早期発見 ・気温差、運動量に応じて衣服の調節 ・手洗いはきちんと拭く ・インフルエンザの流行状況の把握	・集団風邪の予防と早期発見の啓蒙	・病気についての知識 (風邪を予防するために、風邪薬) ・感染性疾患について ・衣服、肌着の大切さを知る。 ・戸外遊びの必要性について ・皮膚の清潔、ひび、しもやけの予防
3月	・自分の体の異常に気付く。	・新入園児の健康診断 ・新入園児の説明会	・耳の衛生について ・生活習慣、健康についての反省 ・就学前 保健指導 (プライベートゾーン、トイレ指導(和式))		・個々の健康状態の把握 (次年度に向けて 保護者に確認や、申し送り事項の確認)	・爪、頭髮の点検 ・規則正しい生活習慣	[3/3 耳の日] 耳の話 ・1年間を振り返って ・就学前準備

食事、食育について

■ 食事について ■

(1) 献立について

保育園の献立は2週間サイクルです。玄関にサンプル食を展示致しますのでご覧ください。ただし、7月～10月は写真での掲示となります。

昼食、おやつともにバライティに富んだメニューを提供しています。

著しい成長が見られるこの時期、子どもたちの健康を考えて、できるだけ添加物の少ないものを取り入れ、国産の食材などを使うように心がけています。時期によっては地場野菜も使用します。だしは化学調味料を使わず、煮干しやあつけずり、出し昆布などを使っています。

(2) 食器について

年齢にあった食具を使用しています。お茶碗などは陶器製なので、乱暴に取り扱うと割れてしまうことを伝えています。またスプーンなどは衛生面を考え、ステンレス製を使用しています。

(3) 行事食について

7月は「七夕」、11月は「芋煮会」、12月は「クリスマス」、3月は「ひなまつり」・「卒園式」などがあります。

(4) 食物アレルギーについて

食物アレルギーは、年に一度、医師の診断のもと

「保育等における食物アレルギー疾患生活管理指導書」を提出していただき、除去対応を行っていますので、ご相談ください。

(5) 食事について

保育参観の際、試食をかねて1食 300円で昼食を提供します。

ご希望の方は担任までご相談ください。

保育園で元気に過ごすために、朝食は必ず食べる習慣をつけましょう。



食育計画

食育目標

楽しく食べる体験を深め
「食を営む力」の基礎をつくる。
～食の楽しさ・大切さがわかる子をめざして～

めざす子ども像

○お腹がすくリズムのもてる子ども ○食事づくり、準備にかかわる子ども
○食べ物を話題にする子ども ○一緒に食べたい人がいる子ども
○食べたいもの、好きなものが増える子ども

ねらい	保育園の食事になれる	衛生に関心を持つ	いろいろな種類の食品に親しむ	食事を楽しむ
月齢	産休明け～6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳～3歳未満
0・1歳	<ul style="list-style-type: none"> ・お腹がすき、乳(母乳・ミルク)を飲みたいだけゆったりと飲む。 ・安定した人間関係の中で乳を飲み心地よい生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お腹がすき、乳を飲み、離乳食を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。 ・いろいろな食べ物を見る、触る、味わう経験を通し、自分から進んで食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お腹がすき、食事を喜んで食べ心地よい生活を味わう。 ・いろいろな食べ物を見る、触る、噛んで味わう経験を通して、自分で進んで食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな種類の食べ物や料理を味わう。 ・食生活に必要な習慣や態度に関心を持つ。 ・保育士を仲立ちとして、友達とともに食べる楽しさを味わう。
月齢	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月
2歳	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな種類の食べ物や料理を味わう。 ・食前、食後の挨拶をする。 ・器に手を添え、スプーンをしっかり持って食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食前に手を洗う。 ・食べ物に関心を持ち、自分で進んで食べようとする。 ・楽しい雰囲気の中で一緒に食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の支度(手洗い・うがいなど)を自分でする。 ・正しくスプーンを持って姿勢よく食べる。 ・食育につながる行事に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達や保育士と楽しく食事をする。 ・最後まで自分で食べようとする。 ・メニューや色々な食材を知り、食べようとする。
3歳	<ul style="list-style-type: none"> ・食事までの生活習慣を身につける。 ・正しくスプーン、フォークを持って姿勢よく食べる。 ・お腹がすくリズムを持てるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい、手洗いなど身のまわりを清潔にする。 ・身近な食材に関心をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい食器の位置を知る。(三角食べをする。) ・食べ物がどのように育ったか、興味をもつ。 ・遊びの中で箸を使っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な配膳や片付けの手伝いをする。 ・自分で食事ができ、身近な人と一緒に食べる楽しさを味わう。
4歳	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や姿勢など気持ちよく食事をするためのマナーを身につける。 ・身近な自然(夏野菜など)に関わり世話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫した食材や季節の物を食べる。 ・食材の下ごしらえをし、調理に関心を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物がどのように身体を作っていくかを知る。 ・自分の健康に関心を持ち、いろいろな食品を食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳や下膳など、大人の援助を受けながら自分で出来るところを増やす。 ・いろいろな食品に慣れ、育ててくれた人や、作ってくれた人への感謝の気持ちを持つ。
5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の食べられる量を知る。 ・自分たちで野菜を育てる。 ・食習慣、マナーを身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく食事をするために、必要な決まりに気付き、守ろうとする。 ・調理器具の使い方を学び、安全で衛生的な使用方法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康と食べ物の関係について関心を持ち、食事の大切さを知る。 ・身近な食材を使って、調理を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な日本の文化を体験する。 ・健康、安全など食生活に必要な基本的習慣や態度を身につける。

ご意見・ご要望について

日ごろ思っているけれど、なかなか口に出せないことはありませんか？社会福祉法人雲柱社では事業の内容、職員の対応、安全管理などについて、利用者の皆さまのご要望やご意見に耳をかたむけ、サービス向上していくための窓口を設けています。どうぞ遠慮なくお問い合わせください。

施設(**めぐみの森保育園**)

社会福祉法人 雲柱社の窓口

苦情受付担当者:主任など

苦情受付担当者:常務理事 川島克之 内堀浩幸

苦情対応責任者:施設長

苦情対応責任者:理事長 小磯満

TEL 03-3480-4448

Tel 03-3302-2884

FAX 03-3480-5333

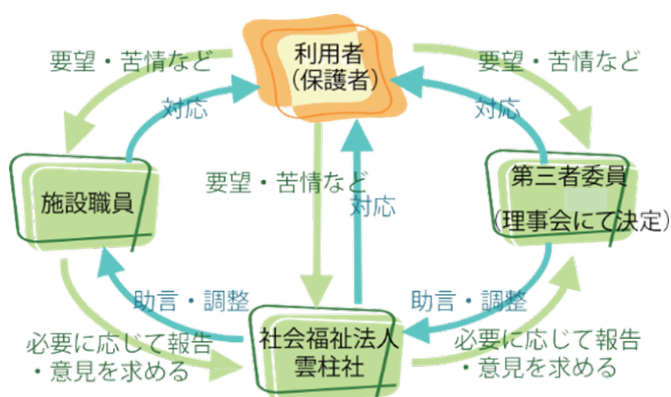
Fax 03-3302-6983

MAIL meguminomori@unchusha.com

Mail somu@unchusha.com

第三者委員の問い合わせ

【雲柱社の苦情システム】



社会福祉法人 雲柱社

156-0057 東京都世田谷区上北沢3-8-19

<https://fukushi.unchusha.com>

野原 健治(興望館施設長)

Tel 03-3611-1880

高木 恒子((福)雲柱社評議員)

Tel 03-3611-8339

菊地 せい子(元(福)雲柱社施設長)

Tel 03-3422-8269

中村 文子(NPO 法人若駒ライフサポート)

Tel 042-627-5204

佐藤 久美(御殿場市主任児童委員)

Tel 0550-83-4435

齋藤 治俊(元御殿場市子ども保育課指導員)

Tel 090-1628-9113

亀谷 美代子(元(福)雲柱社施設長)

Tel 0463-23-0514

目安箱を設置してありますので、ご意見・ご質問がありましたらご利用ください。お困りのこと、わからないことがありましたら、まずは遠慮なく担任へご相談ください。目安箱をご利用いただく場合、主任や園長が内容を確認し、お手紙等で返事することもできますので、お名前を書いていただければ助かります。(名前は公表するものではありません。)



災害時の対応について

1. 大きな災害（地震等）が発生し危険を感じ、市から避難勧告が出た場合の避難場所は、

第1 避難所 めぐみの森保育園園庭
第2 避難所 和泉小学校
第3 避難所 多摩川河川敷

2. 災害（地震）時の園児の引き取りについて

- ・避難を要するような大きな地震等が発生した場合は、できるだけ早くお子さんを引き取りにきてください。地震の発生の度合いに応じて避難場所も変わります。
- ・「一斉メール」にてどこに避難するかお伝えしますが万が一届かない場合は、まず第1 避難所にお越しください。
- ・保育園には差し迫った危険がないかぎり原則として連絡員をおいておきます。
- ・代わりに来られる方が園児の関係者であることがはっきりしない場合は引き渡しできません。（事前に緊急時・災害時カードにご記入いただき、実際のお迎えには送迎カードを提示ください。）
- ・地震警戒警報が発令された場合も上記1, 2 の対応とします。

3. 災害（地震）時の連絡について

めぐみの森保育園の電話は災害時優先電話です

電話番号は 03-3480-4448

災害時でも重要情報を確保できるよう法律で優先的に通信できる優先電話が指定されています。めぐみの森保育園の電話もこの優先電話に指定されていますので、通信施設に被害がない限り優先的に繋がります。それでも災害時は多くの電話が掛かり通話中になることが多いと思います。その場合は保育園の携帯電話 070-5589-8520（非常・災害時専用）もありますが、東日本大震災にみられるように、ほとんど不通になってしまいますので「ルクミーおたより」の登録もよろしくをお願いします。

実際の災害のときは、避難場所までお迎えをお願いします。

※「ルクミーおたより」とは・・・

非常時・災害時等に園や園児の情報を保護者の皆さんに一斉にお知らせをするための、スマートフォン/タブレットベースのコミュニケーションサービス『ルクミー』を使用しています。

また、非常時だけでなく園からの情報（行事の変更やお知らせ等）もすばやくお伝えします。

入園時に登録のお願いをします。

ルクミー利用規約：<https://lookmee.jp/terms/family.html>

プライバシーポリシー：https://unifa-e.com/company/privacy_family.html

4. 非常災害時の対策、防犯対策

消防計画作成	届出書：狛江消防署
防火管理者	藤本 紘子
避難訓練	火災および地震を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	学校110番（非常通報装置）・セキュリティーカメラ・正門等電気錠・防犯カメラ
避難場所	前項、または下図の通り

災害時非難場所マップ



一時保育について

めぐみの森保育園では一時保育を実施しています。

○利用日時と定員

月～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで

定員4名まで子どもの月齢や様子により、4名受けられない場合があります。

○目的

保育需要の多様化に伴い、一時保育事業を実施することにより、家庭における保育を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的としています。

○対象児童

狛江市在住の生後57日目～小学校就学前の子ども

※既に保育施設等に入所している児童は対象になりません。

○利用要件

- 1、保護者の就労・就学等により、家庭での保育が断続的に困難な場合。(原則週3日まで)
- 2、保護者の疾病・入院・冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難な場合。(1回の理由につき、原則休日を除いた連続して14日以内)
- 3、育児に伴う身体的、心理的負担を解消する等の特段の理由があること。(原則1回につき一日)
- 4、申し込みは一時保育専用電話 **070-5088-3568** にて受付。

	利用日	受付開始日
各月	1～15日	前月の 18日 9:00～
	16～31日	当月の 3日 9:00～

※受付開始日が土、日、祝日及び年末年始にあたる場合は、翌日以降最初の平日が受付開始日となります。

社会福祉法人 雲柱社 めぐみの森保育園 運営規程

(名称)

第1条 本園は、めぐみの森保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園を東京都狛江市中和泉3-12-6 に置く。

(目的及び運営方針)

第3条 本園は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

2 本園は保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場所を提供するよう努めるものとする。3 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 本園は利用乳幼児の属する家庭や地域とのさまざまな社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 本園は関係法令を遵守し、事業を実施するものとする

(特定教育・保育内容)

第4条 本園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

1 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）第7条に規定する時間において、保育を提供する。

2 食事の提供

3 その他保育に係る行事等

本園は一時保育・2時間延長保育などの特別保育事業を実施する。

(定員)

第5条 本園の利用定員は120名とし、その内訳は、子ども・子育て支援法（以下「法」という）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。

1 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。）72名（内3歳児24名、4歳児24名、5歳児24名）

2 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定こども」という。）のうち1歳以上の子ども39名

3 第3号認定こどものうち、1歳未満の子ども9名

4 連続する2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。

5 このほかに、一時的保育利用児童の定員は、一日につき概ね5名とする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始（12月29日より1月3日まで）を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は次の通りとする

1 本園の保育標準時間認定に係る保育時間は午前7時15分から午後6時15分までの11時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

2 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、7時15分から8時30分まで又は16時30分から18時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(職員の職種、人数及び職務の内容)

第8条 園に次の職員を置く。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 主任保育士 1名以上（常勤専従）

主任保育士は、保育士などの資格を有し、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、業務全般において園長を補佐する。保育内容について他の保育士を統括し管理職として指導・教育を行う。

(3) 保育士 17名（うち1名一時保育）

保育士は、保育士資格を有し、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 1名

看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。同時に職員の健康管理を行う。

(5) 栄養士 2名

栄養士は利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し、給食業務の総括を行う。また給食業務にも従事する。

(6) 嘱託医 2名

嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

(7) 調理員 1名

調理員は給食業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務の心得)

第9条 職員は、この規則及びこれに付随する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(平等の原則)

第10条 本園は、利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(利用者負担その他の費用)

第11条 本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 本園は支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間に置いて、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付及びその他必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、前二項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用の内、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第12条 本園は、市区町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第13条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重要な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第14条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主事の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(虐待等の禁止)

第15条 本園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等直接利用乳幼児の身体に外傷を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6) 利用乳幼児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や利用乳幼児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用乳幼児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第16条 職員は、利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第17条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 本園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための安全点検チェックリスト等を別に定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 利用乳幼児に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用乳幼児の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(日課及び年間行事)

第19条 日課及び年間行事については別に定める。

(欠席)

第20条 利用乳幼児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第21条 利用乳幼児又は利用乳幼児の同居家族に伝染病の発生により、他の利用乳幼児に感染する恐れがあると園長が認めるときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第22条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第23条 園長、看護師は常に利用乳幼児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(衛生管理)

第24条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第25条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別に定める苦情対応規程に記載された通りである。

(相互信頼関係の構築)

第26条 利用乳幼児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(第三者評価受審)

第27条 本園にかかる第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第28条 本園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(防災管理・災害対策)

第29条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回利用乳幼児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

(地域活動事業)

第30条 地域の子育て家庭を支援するため、園庭開放・育児相談・体験保育・掲示板による地域向け育児情報の提供等を実施する。

(改正)

第31条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人雲柱社理事会の議決を経るものとする。

付則 この規則は平成28年4月1日から施行する。

持ち物一覧表

毎日の保育上、次の品物が必要ですので、入園までにご用意ください

◎0歳児（つくし）

持ち物		個数	用意するときに配慮してほしいこと	
連絡帳		1冊	園で用意します	
食事用品	食事用エプロン	2枚	タオルゴムエプロン（作り方、サイズは P42 参照）	
	口拭きタオル	2枚	ミニタオル（サイズは P41 参照）	
	コップ	1個	必要な時にお知らせします	
午睡用品	掛け布団カバー （3歳児より使用）	1枚	掛け布団・午睡マットは園で用意します。指定された番号のものをお使いください。掛け布団カバー、午睡マットカバーは同じ柄で作ると子どもがわかりやすいです。白地の布で大きく名前をつけてください。（P41 の(1) (2)参照）	
	午睡マットカバー	1枚		
	バスタオル	1枚	午睡時に使用します	
着替え用衣類	布おむつ利用	布おむつ	8組	布おむつ希望の方はご相談ください
		おむつカバー	2～3枚	
	紙おむつ利用	紙おむつ	6枚	必ず名前を書いてください ※トレーニング用の紙パンツは使用しません ※「おむつん」使用の方は必要ありません
		おしり拭き	1袋	なくなったら1袋補充してください ケースに入れず、ふたをつけてください ※「おむつん」使用の方は必要ありません
	着替え一式	肌着	3枚	綿素材のもので、ラニグまたは半そでのもの
		上着	3枚	かぶりもので少しゆったりしたもの （フード付き、冬期はボアや裏起毛のような厚手のものは避けてください）
		ズボン	3枚	伸縮のきく素材で、お子さんの活動の妨げにならない長さもの（チャックやボタンのないシンプルなもの）
		靴下	2足	外気浴や外で遊ぶ時に使用します。
	その他	外靴	1足	通園用とは別に用意ください。必要な時にお知らせします。
		外靴専用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を記入してください。
外遊び用上着		1枚	寒い時期に使用します。（時期はお知らせします） （フード付きは避け、ファスナー付きのものをご用意ください）	
帽子		1枚	戸外での活動中にかぶります。ひさしのあるもので、頭の大きさや季節にあったものを用意してください。 ゴムをつけてください。柔らかい素材を選んでください。	
汚れ物用持ち帰り袋		大きめ	1枚	防水のエコバックもしくはスーパー手提げ袋 必ず袋に名前を記入してください
		小さめ	1枚	
汚れ物用ビニール袋		100枚の束を2束	縦25cm×35cm程度の大きさ（ひもつきナイロン袋） （4月はじめに集め、園でまとめて使用します）	

◎1歳児（れんげ）

持ち物		個数	用意するときに配慮してほしいこと	
連絡帳		1冊	園で用意します	
食事用品	食食用エプロン	2枚	タオルゴムエプロン (作り方、サイズは P42 参照)	
	口拭きタオル	2枚	ミニタオル (サイズは P41 参照)	
	コップ	1個	持ち手がひとつのもの	
午睡用品	掛け布団カバー (3歳児より使用)	1枚	掛け布団・午睡マットは園で用意します。指定された番号のものをお使いください。掛け布団カバー、午睡マットカバーは同じ柄で作ると子どもがわかりやすいです。白地の布で大きく名前をつけてください。(P41の(1)(2)参照)	
	午睡マットカバー	1枚		
	バスタオル	1枚	午睡時に使用します	
着替え用衣類	布おむつ利用	布おむつ	8組	布おむつ希望の方はご相談ください。
		おむつカバー	2～3枚	
	紙おむつ利用	紙おむつ	6枚	必ず名前を書いてください
		おしり拭き	1袋	なくなったら1袋補充してください ケースに入れず、ふたをつけてください
	着替え一式	肌着	3枚	綿素材のもので、ラニグまたは半そでのもの
		上着	3枚	かぶりもので少しゆったりしたもの (フード付き、冬期はボアや裏起毛のような厚手のものは避けてください)
		ズボン	3枚	伸縮のきく素材で、お子さんの活動の妨げにならない長さもの(チャックやボタンのないシンプルなもの)
		靴下	2足	靴を履く時に使用します
	その他	外靴	1足	通園用とは別に用意ください
		外靴用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を記入してください。
外遊び用上着		1枚	寒い時期に使用します。(時期はお知らせします) (フード付きは避け、ファスナー付きのものをご用意ください)	
クラス帽子		1枚	園で用意し、個人用として卒園まで使用します。 毎週の洗濯、ゴムの取替え等をご家庭でお願いします。 新しく購入したい場合は保護者負担でお願いします。	
汚れ物用持ち帰り袋		大きめ 1枚	防水のエコバックもしくはスーパー手提げ袋 必ず袋に名前を記入してください	
		小さめ 1枚		
汚れ物用ビニール袋		100枚の束を2束	縦25cm×35cm程度の大きさ(ひもつきナイロン袋) (4月はじめに集め、園でまとめて使用します)	

◎2歳児（すみれ）

持ち物		個数	用意するときに配慮してほしいこと	
連絡帳		1冊	園で用意します	
食事用品	食事用エプロン	2枚	タオルゴムエプロン (作り方、サイズは P42 参照)	
	口拭きタオル	2枚	ミニタオル (サイズは P41 参照)	
	コップ	1個	持ち手がひとつのもの	
午睡用品	掛け布団カバー (3歳児より使用)	1枚	掛け布団・午睡マットは園で用意します。指定された番号のものをお使いください。掛け布団カバー、午睡マットカバーは同じ柄で作ると子どもがわかりやすいです。白地の布で大きく名前をつけてください。(P41 の(1)(2)参照)	
	午睡マットカバー	1枚		
	バスタオル	1枚	午睡時に使用します	
着替え用衣類	布おむつ利用	布おむつ	8組	布おむつ希望の方はご相談ください。
		おむつカバー	2~3枚	
	紙おむつ利用	紙おむつ	6枚	必ず名前を書いてください
		おしり拭き	1袋	なくなったら1袋補充してください ケースに入れず、ふたをつけてください
	着替え一式	肌着	3枚	綿素材のもので、ラシングまたは半そでのもの
		上着	3枚	かぶりもので少しゆったりしたもの (フード付き、冬期はボアや裏起毛のような厚手のものは避けてください)
		ズボン	3枚	伸縮のきく素材で、お子さんの活動の妨げにならないもの (着脱しやすいチャックやボタンのないもの)
		靴下	2足	靴を履く時に使用します
その他	外靴	1足	通園用とは別に用意ください	
	外靴用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を記入してください。	
	外遊び用上着	1枚	寒い時期に使用します。(時期はお知らせします) (フード付きは避け、ファスナー付きのものをご用意ください)	
	クラス帽子	1枚	園で用意し、個人用として卒園まで使用します。 毎週の洗濯、ゴムの取替え等はお家庭でお願いします。新しく購入したい場合は保護者負担でお願いします。	
	汚れ物用持ち帰り袋	大きめ 1枚	防水のエコバックもしくはスーパー手提げ袋 必ず袋に名前を記入してください	
		小さめ 1枚		
	汚れ物用ビニール袋	100枚の束	縦25cm×35cm程度の大きさ(ひもつきナイロン袋) (4月はじめに集め、園でまとめて使用します)	
汚れ物用ビニール袋 (予備)	3~4枚	スーパーの買い物袋 シーツ等の大きなぬれた物を入れる時などに使用します。予備としてロッカーのかごの中に毎日入れておいてください。		

◎3歳児（ちゅうりっぷ）

持ち物		個数	用意するとき配慮してほしいこと
連絡帳		1冊	（園で用意します）
通園用リュック		1	体に合った大きさ（キーホルダー類はつけないでください）
食 事 用	手拭タオル	2枚	ひも付き
	口拭きタオル	2枚	ミニタオル
	コップ	1個	持ち手がひとつのコップを巾着袋に入れる。
午 睡 用 品	掛け布団カバー	1枚	掛け布団・午睡マットは園で用意します。指定された番号のものをお使いください。掛け布団カバー、午睡マットカバーは同じ柄で作ると子どもがわかりやすいです。白地の布で大きく名前をつけてください。（P41の(1)(2)参照）
	午睡マットカバー	1枚	
	バスタオル	1枚	午睡時に使用します
	掛け布団カバー・マットカバー用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を書いてください。エコバックのような物で、子どもが出し入れしやすい物を選んでください。
着 替 え 用 衣 類	着替え一式	3組	季節に合った、上着、ズボン、肌着、パンツ、靴下を用意し引き出しに入れておいてください。 汚れて持ち帰ったら、補充してください。
	紙おむつ	6枚	必ず名前を書いてください（※必要なお子さん）
	おしりふき	1袋	
そ の 他	上履き	白1足	キャラクター不可
	外靴	1足	通園用とは別に用意ください
	外靴用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を記入してください。
	外遊び用上着	1枚	寒い時期に使用します。（時期はお知らせします） （フード付きは避けてください）
	クラス帽子	1枚	園で用意し、個人用として卒園まで使用します。 毎週の洗濯、ゴムの取替え等をご家庭でお願いします。 新しく購入したい場合は保護者負担でお願いします。
	調理用保育エプロン 三角巾・マスク	1組	首に掛ける所と後ろで止める所はマジックテープをつけるなど、自分で着脱できるように工夫してください。 （時期がきたらお知らせします）
	汚れ物用持ち帰り袋	大きめ 1枚	防水のエコバックもしくはスーパー手提げ袋 必ず袋に名前を記入してください
		小さめ 1枚	
	汚れ物用ビニール袋（予備）	1束	スーパーの買い物袋 シーツ等の大きなぬれた物を入れる時などに使用します。予備としてロッカーのかごの中に毎日入れておいてください。

◎4歳児（ひまわり）、5歳児（ゆり）

持ち物		個数	用意するときに配慮してほしいこと
連絡帳		1冊	(園で用意します)
通園用リュック		1	体に合った大きさ(キーホルダー類はつけないでください)
食 事 用	4歳児 手拭きタオル	2枚	ひも付き
	5歳児 ハンカチ	2~3枚	ポケットに入れて使用します。
	コップ	1個	持ち手がひとつのコップを巾着袋に入れる。
午 睡 用 品	掛け布団カバー	1枚	掛け布団・午睡マットは園で用意します。指定された番号のものをお使いください。
	午睡マットカバー	1枚	掛け布団カバーは園で一枚用意します。洗い替えが必要な場合はご用意ください。(P41の(1)(2)参照)
	バスタオル	1枚	午睡時に使用します
	掛け布団カバー・マットカバー用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を書いてください。エコバックのような物で、子どもが出し入れしやすい物を選んでください。
着 替 え 用	着替え一式	3組	季節に合った、上着、ズボン、肌着、パンツ、靴下を用意し引き出しに入れておいてください。 汚れて持ち帰ったら、補充してください。
そ の 他	上履き	白1足	キャラクター不可
	外靴	1足	通園用とは別に用意ください
	外靴用袋	1枚	持ち帰り用に使用します。名前を記入してください。
	外遊び用上着	1枚	寒い時期に使用します。(時期はお知らせします) (フード付きは避けてください)
	クラス帽子	1枚	園で用意し、個人用として卒園まで使用します。 毎週の洗濯、ゴムの取替え等をご家庭でお願いします。 新しく購入したい場合は保護者負担でお願いします。
	調理用保育エプロン 三角巾・マスク	1組	首に掛ける所と後ろで止める所はマジックテープをつけるなど、自分で着脱できるように工夫してください。
	汚れ物用持ち帰り袋	大きめ 1枚	防水のエコバックもしくはスーパー手提げ袋
		小さめ 1枚	必ず袋に名前を記入してください
	汚れ物用ビニール袋(予備)	1束	スーパーの買い物袋 シーツ等の大きなぬれた物を入れる時などに使用します。予備としてロッカーのかごの中に毎日入れておいてください。
手紙入れ袋(5歳児)	1枚	手紙を持ち帰る時に使用します。 使用時期、袋の大きさは、クラスよりお知らせします。	

持ち物について

(1) 持ち物はどんな物にもはっきりと名前を書いてください。

名前の記入位置は次のようお願いします。

- ・シャツ・上着類は 後ろ身頃の裾に ・パンツ・ズボンは 前ウエストに
- ・おむつカバーは 正面に ・くつは かかとに
- ・保護者持参の持ち物入れバッグにはネームプレートを付けてください。
- ・名前用の布をつけて記入してください。

(2) 午睡マットカバー・バスタオル・庭靴・上履き・カラー帽子は、毎週末に持ち帰り、洗濯をして翌週初めにお持ちください。

掛け布団カバーは2週間に1回は持ち帰り、洗濯をしてください。

(土曜保育のお子さんは、土曜日にお持ち帰りください。)

(3) 上履きを履きやすくする為、かかと部分のタグに紐でループを付けてください。(次ページ参照)

(4) 衣類は清潔で体に合ったものをご用意ください。

(5) 衣服の着脱がしやすいように、ロンパースやつりズボン、タイツ、カバーオール類は避け、上下別々の洋服を用意してください。

(6) フードや紐のついた上着は危険ですので避けてください。

(7) 髪留めについては、怪我や誤飲防止のため、飾りのついていない太めのゴムのみにしてください。

(パッチンどめ・カチューシャ・トルマリンゴムは不可)

(8) 通園靴・庭靴は、自分で脱ぎ履きのしやすいものにしてください。

(災害時、玄関から避難する事もあります。サンダル・ブーツはやめてください。)

(9) 衣類は毎日点検し、汚れた物は持ち帰り、替わりの物を補充してください。

(10) 園でお貸しした衣類は、洗濯後早めにお返してください。

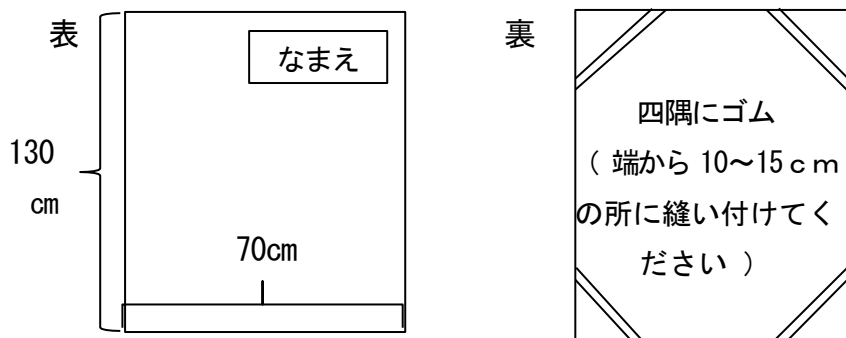
持ち物見本

(1) 午睡マットカバー ※市販の物でも可能です。

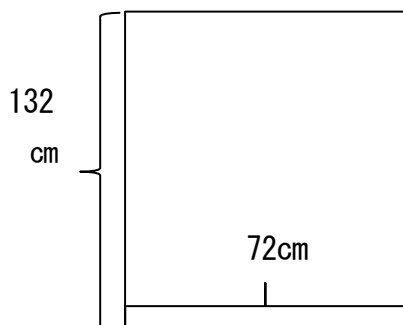
0歳児の布団サイズは110cm×60cmですが、次年度以降は下記サイズになりますので、下記サイズでカバーをご用意いただき、1年間はご了承のうえお使いください。

- ・カバーはキルティングの布で作ってください。
上にのせて使用するので、ずれないように四隅にゴムをつけてください。
- ・名前は約8cm×25cmの白布に書き、カバーの右上に縫い付けてください。
- ・カバーは洗い替えのため、2枚あると便利です。

《仕上がり寸法》



《型紙寸法》



※ 縮み防止の為、生地の水通しをすると良いですが、水通しをする時間がない場合は、1~2cm大きく作ると良いです。

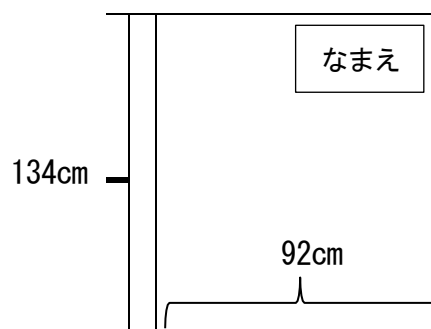
※ 乾燥機をご使用の方は、さらに生地が縮む可能性がありますので、5cm程度大きく作ることをお勧めします。

《水通しの仕方》

- ① 型紙よりも5cm程度大きく裁断した記事を水に浸ける。
- ② 水が浸透したら絞って水を切る。(水分が軽く飛ぶように短めに脱水をかけても大丈夫です)
- ③ 陰干しをする。(パキパキにならない程度に天日干しもOKです)

(2) 掛け布団カバー ※市販の物でも可能です。

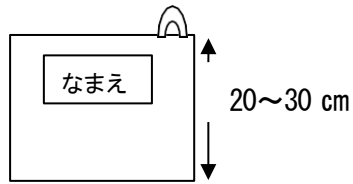
- ・カバーの閉じ口はファスナーなど、付けはずしのしやすい物をお願いします。
- ・カバーは洗い替えのため、2枚あると便利です。
- ・名前は約8cm×25cmの白布に書き、カバーの右上に縫い付けてください。



※ 0・1・2歳児クラスは床暖房のため、掛け布団は使用せず、3歳児より使用します。

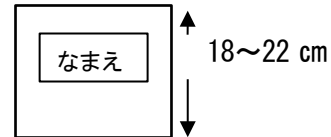
※ 掛け布団カバーをキルティング布で作ると重くなるので、キルティング以外で作ってください。

(3) 手拭きタオル (ハンドタオル大)



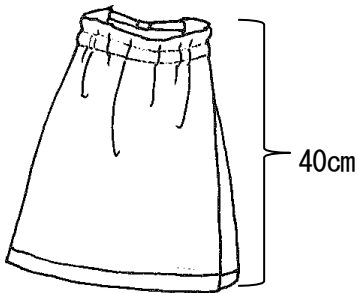
- * タオルが長いと他の子と重なってしまいます
20~30 cm程度の長さをお願いします。
- * 市販の物で構いません。

(4) 口拭きタオル



- * キャラクターのものでなく、
シンプルなものをご用意ください。

(5) 食事用エプロン

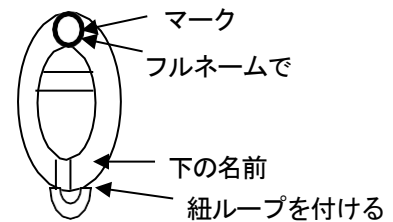


- ・ ゴム幅 1 cm 前後
- ・ タオル長さ 80cm のフェイスタオル半分

(6) 室内ぐつ・白のバレシューズ

(キャラクターや絵柄のない物)

名前は2カ所にひらがな・フルネームをお願いします。

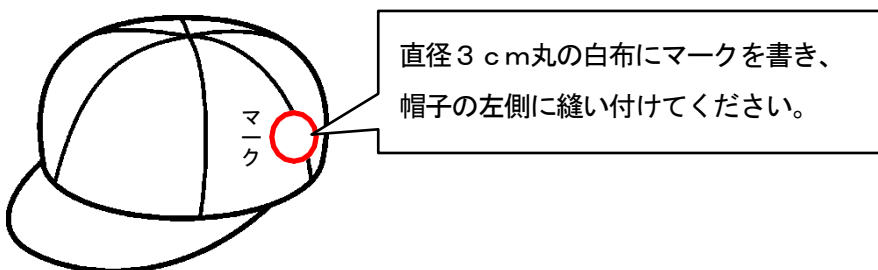


(3歳児のみ園より配布)

(7) クラス帽子

1歳児クラスから戸外遊び用の帽子は衛生面を考慮し、個人用とし、卒園まで使用します。

○ マーク用布の縫いつけ方について



○ 洗濯について

毎週(金)に持ちかえり、洗濯をして(月)に忘れずお持ちください。

洗濯の際、乾燥機を使用すると縮むことがありますので、ご注意ください。

※ 帽子が大きいようでしたらお子さんに合わせて縫い縮めてください。

また、ゴムが伸びてしまったら付け替えをお願いします。

※ 洗い替えや取替えが必要になりましたら、実費での購入をお願いします。

その際は、事務室にご相談ください

※ 帽子にマーク用布以外のものは、付けないようにお願いします。

※ 帽子には保育園名と保育園の電話番号をこちらで記入したうえで、お渡ししますので、お子さんの名前や家庭の電話番号は記入しないでください。



「めぐみのうた」



作詞:職員みんな 作曲:岩田 雄一

前奏 F G Em Am F G C G

C F G C
1. おひさま 暖かい 空が 青い ね

C F G C C7
ともだち いっぱい みんな 大好き

F G
築山 上がったり下がったり

Em Am F
チクサクコール 元気 いっぱい

Dm7 G
面白い こと たくさんあるから

F G C C7 F G C C7
※めぐみっていいな あれもこれも 楽しい な

F G Em Am F G C
笑顔 でありがとう めぐみの森 保育園

間奏 F G Em Am F G C G

2. 風がきもちいい 花がさいてる
ぶどうはいつ頃 食べられるかな?
誕生日 ワッペンつけて
おめでとう みんなが言うよ
照れくさいけど 嬉しいよ
※繰り返し

っていいな あれもこれも楽しいな
笑顔 でありがとう めぐみの森 保育園
後奏 F G Em Am F G C G

